

## 令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

【鉄軌道交通関係（索道含む）】

令和6年10月25日

近畿運輸局

輸送機関に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生したときに大きな被害や社会的な影響を生ずるおそれがある。このため、平成18年10月に施行された「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」等の趣旨を踏まえ、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送の安全等に対する意識の高揚、並びにテロ対策、新型インフルエンザ等感染症対策の着実な実施を図る必要がある。

このため、「令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（別添）に基づき、総点検を次のとおり実施する。

### 1. 期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

※別紙の点検事項(4)「プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況」については、12月1日（日）から開始するよう努めるものとする。

### 2. 点検事項及び重点点検項目

別添要綱第3重点点検事項及び第4の1鉄軌道交通関係（索道含む）の点検事項を踏まえて定めた本実施計画の点検細目及び重点点検項目は別紙のとおり。

### 3. 事業者への指示事項

事業者に対しては、上記1. 及び2. を示し、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下で実施するよう指導し、その際、次の事項を指示するものとする。

- (1) 総点検は最高責任者を選任して事前に計画を定め、現場機関のみにまかせることなく、幹部も参加して実施すること。
- (2) 重点点検項目とされた点検細目については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 総点検において発見された不備事項については厳正な態度で臨み、速やかに適切な措置を講ずること。
- (4) 総点検の結果及び経営トップを含む幹部の取組み状況を、令和7年1月24日（金）までに近畿運輸局長あて報告すること。なお、報告は様式2及び様式4によるものとする。

#### 4. 近畿運輸局による事業者における実施状況の点検

- (1) 事業者における実施状況把握のための現地確認については、上記2. に掲げる重点点検項目を踏まえ、対象事業者を選定し、立入点検を行うものとする。また、その際は事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- (2) 上記2. の点検事項の実施状況は必ず点検することとし、事故等発生状況を踏まえつつ更なる点検を行うよう努めるものとする。
- (3) 立入点検実施者は、鉄道部職員2名以上で構成することを原則とし、内、職制上位の者を責任者とする。
- (4) 立入点検の結果については、様式3によりまとめるものとする。

#### 5. 近畿運輸局鉄道部における自己点検

近畿運輸局鉄道部においては、自ら安全に関する業務の体制について点検を実施する。

#### 6. その他

近畿運輸局は、関係事業者からの報告内容を踏まえ、必要に応じ関係事業者を指導するものとする。

## 点検事項及び点検細目【鉄軌道交通関係（索道含む）】

| 点 検 事 項  | 点 検 細 目（下線部を追記）   | 重点点検<br>項 目           |
|--|---|-----------------------|
| (1) 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況<br>【交通安全】  | ① 乗務員の酒気帯びの有無の確認状況、健康状態の確認等のための点呼の執行状況<br>② 乗務員の指差確認、喚呼等の基本動作の徹底（操縦中に私用の携帯電話を使用しないこと等の徹底を含む。）<br>③ 施設・車両の保守管理体制（本社と現場との間の連携及び現場における作業の実施体制）の整備状況<br>④ 保守作業時等における安全管理体制（保守作業時における係員の触車事故等の防止対策、作業後の安全確認の徹底、請負業者への安全確保に係る指導・監督体制）の整備状況<br>⑤ 施設・車両の保守作業を行う係員の保守管理に関する教育訓練の実施状況 | ○<br>○<br>○<br>○<br>○ |
| (2) 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況<br>【交通安全】  | ① 施設・車両の実施基準等に基づく検査の実施状況（停電防止及び停電が発生した場合の早期復旧対応の再確認を含む。）<br>② 検査結果に基づく施設・車両の補修状況<br>③ 施設・車両の検査、補修の記録の管理状況   | ○<br>○<br>○           |
| (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況<br>【交通安全】                           | ① 気象観測設備、災害等対策設備及び除雪車両の整備及び点検の状況<br>② 運転規制、緊急地震速報、大津波・大雪等の警報等の乗務員等への連絡体制及び設備の整備状況<br>③ 事故、災害等による長時間駅間停車の発生時等における旅客の避難誘導體制の整備状況及び警察、消防、地方自治体、代替輸送機関等への連絡体制等関係機関との連携状況<br>④ 利用者等に対する迅速かつ的確な情報提供（多言語での情報提供の推進を含む。）体制の整備状況（計画運休を実施する場合を含む。）                                     | ○<br>○<br>○<br>○      |
| (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）<br>【交通安全】 | ① ホームにおける安全確認の実施状況（列車出発時における車掌等による安全確認を含む。）及び視覚障害者等への駅係員による声かけや旅客による声かけの啓発などの実施状況<br>② ホームにおける安全設備等の設置状況及び点検状況（視覚障害者誘導用ブロックの点検を含む。）<br>③ 歩きスマホ防止等マナー向上を含む車内放送等による旅客に対する注意喚起等の実施状況   | ○<br>○<br>○           |

| 点 検 事 項   | 点 検 細 目 (下線部を追記)   | 重点点検<br>項 目  |
|---|--|--|
| <p>(5) 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況</p> <p style="text-align: right;">【危機管理】</p> | <p>① 「鉄道テロ対策としての危機管理レベルの運用について」（平成17年度）上のレベルⅠ～Ⅲに対応する保安措置に関する実施計画の作成及び「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた行動規程（マニュアル等）の作成状況</p> <p>② テロ等の対応に関する規程類の管理及び周知徹底の状況</p> <p>③ テロ等の対応に関する教育訓練の実施状況</p> <p>④ <u>駅や車内の防犯カメラによる監視及び防犯カメラが作動していることの利用者周知の実施状況</u></p> <p>⑤ 駅構内や車内等の巡回（新幹線や停車駅間の長い在来線の列車における警備員や社員の警乗を含む。）等の実施状況</p> <p>⑥ 沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等における巡回等による不審者侵入防止対策の実施状況</p> <p>⑦ 駅構内・車内での不審者・不審物等の発見に係る旅客への協力要請の放送・掲示、鉄道に乗車した際の非常通報装置の確認及び非常時に躊躇なく使用することの協力呼びかけ、持込みが禁止されている危険物や手荷物検査の実施への理解・協力を得るための旅客への呼びかけ、「車内非常用設備等の表示に関するガイドライン」に基づく各種非常用設備の表示の共通化の実施状況</p> <p>⑧ 駅構内・列車内の防犯護身用具及び医療器具並びに業務に必要な鍵の管理状況</p> <p>⑨ テロ発生等の緊急時の関係箇所への連絡、対応方法の指示に係る体制の整備状況</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> |
| <p>(6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況</p> <p style="text-align: right;">【危機管理】</p>  | <p>① <u>従業員の健康管理の徹底状況</u></p> <p>② <u>発熱症状のある従業員に対する医療機関の受診勧奨と休暇取得状況</u></p> <p>③ <u>従業員に対する感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況</u></p> <p>④ 新型インフルエンザ等の対応マニュアルの策定状況</p> <p>⑤ 事業継続計画（指定（地方）公共機関においては業務計画）の策定状況</p> <p>⑥ 対策に必要な物資等の備蓄状況</p>   | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>                                     |